

○学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員の 報酬等に関する規程

2003年10月25日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人和泉短期大学の理事長及び理事並びに監事（以下「役員という。」）の報酬、交通費、謝金について定める。

(報酬)

第2条 役員は、次の通りとする。

- | | | |
|---|-------|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 200,000円 |
| (2) 職務担当理事（人事・財務） | 月額 | 10,000円 |
| (3) 理事および監事 | 月額 | 10,000円 |
| (4) 職務担当理事ならびに理事、監事出校 | 1回につき | 10,000円 |
| (5) 理事が任期満了等により退任した場合の報酬額は、按分により計算して支給する。 | | |
- ただし、学内理事は、適用しない。

(理事会、評議員会等)

第3条 理事会・評議員会及びこれに準ずる諸会議出席者の謝金及び交通費は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 理事及び監事 | 交通費実費のみの支給とする |
| (2) 評議員 | 謝金 11,137円（所得税10%及び復興特別所得税0.21%込み）
交通費実費 |

ただし、学内評議員は、交通費実費のみの支給とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。
(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

2012年6月2日一部改正

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年10月24日から施行する。

附 則

第2条(1)の理事長報酬 月額200,000円については、当面の間 月額50,000円とする。
この規程は、2022年5月27日から施行し、2022年4月1日に遡って適用する。

○学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員 退任慰労金等規程

第1条 この規程は、学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）および評議員の退任慰労金等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 役員退任慰労金は、役員が退任又は在任中死亡したときに、これを支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、この限りでない。

第3条 役員退任慰労金は、慰労金の基準額を1年5万円とし、これに在任期間（在任年数に端数を生じたときは、満6ヵ月以上は切り上げて1年とし、6ヵ月未満は、これを切捨てる。）を乗じて得た額とする。ただし、基準額は物価の変動に伴い改正することができる。

第4条 役員で在任中特に功労のあった者、或いは在任中死亡した者又は10年以上在任した者、その他特別の事情ありと認めた者に対しては理事会に諮り、報労金（退任慰労金の100分の50以内）を支給することができる。

第5条 役員および評議員のうち常勤の教職員に対する退任慰労金は「和泉短期大学退職金規則」による。

第6条 評議員が退任したときは、退任慰労金相当の記念品を次のとおり支給する。

評議員 就任期間

1期（2年） 10,000円相当

2期（4年） 20,000円相当

3期以上 30,000円相当

第7条 この規程の改廃は、学内運営協議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、1995年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。